

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年7月15日（平成28年（行情）諮問第466号）

答申日：平成29年1月26日（平成28年度（行情）答申第685号）

事件名：特定記事に記載の「PKO法改正に向けた検討」の不開示決定（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『PKO法改正に向けた検討』（平成24年3月27日）〔2016年3月1日付「特定刊行物」第1面報道〕*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月1日付け防官文第7257号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

開示請求に当たって根拠とした報道を見る限り、文書の存在の蓋然性は高いので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、探索した結果、本件対象文書の存在を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、原処分を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に当たって根拠とした報道を見る限り、文書の存在の蓋然性は高いので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、「開示請求に当たって根拠とした報道」を踏まえ、当該行政文書の存在について確認作業を行ったところ、上記1のとおり、当該行政文書の存在を確認することができなかったことから原処分を行ったものである。

また、本件審査請求を受け、確実を期すために再度本件対象文書の探索を行ったが、請求内容に該当する行政文書の保有を確認することはできな

かった。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年7月15日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月26日 | 審議 |
| ④ 平成29年1月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定刊行物において、笠井亮衆議院議員が平成28年2月29日の衆議院予算委員会において防衛省の文書であるとして取り上げて質問を行ったと報じられている「PKO法改正に向けた検討」（平成24年3月27日付）（以下「PKO資料」という。）である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件行政文書開示請求書には、特定刊行物が添付され、同刊行物では、笠井亮衆議院議員が平成28年2月29日の衆議院予算委員会において、PKO資料を取り上げ、質問を行ったことが報じられており、本件開示請求はPKO資料を求めるものである。

イ 上記アの刊行物の報道内容を踏まえ、本件対象文書（PKO資料）を保有していないか防衛省内の行政文書ファイル管理簿の確認作業を行い、平成23年度に作成された「平成23年度PKO業務資料」を中心に、PKOに関連する行政文書ファイルの全てについて確認したが、本件対象文書の存在は確認できず、作成の有無についても不明であった。

ウ 本件審査請求を受け、確実に期すために関連部局の執務室内、書庫及び書架等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会事務局職員をして電子政府の総合窓口であるe-Govで平成23年度及び平成24年度に防衛省で作成されたPKOに関連する行政文書ファイルを検索させたところ、「平成23年度PKO業務資料」が本件対象文書とじられている可能性の最も高い行政文書ファイルであったと認められ、「平成23年度PKO業務資料」を中心にPKOに

関連する行政文書ファイル全てについて確認した処分庁の上記（１）イの対応が不適切とはいえ、探索の結果本件対象文書の存在を確認することができなかった旨の諮問庁の上記（１）イ及びウの説明が不自然、不合理とはいえ、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久